

社会保険労務士法人 D・プロデュースが毎月お送りしています

ブログも更新中！是非ご覧ください！ <http://d-produce.net/>

Facebook <https://www.facebook.com/d.produce>

平成 27 年 2 月号

Dプロニュース



ご連絡先： 〒231-0012

神奈川県横浜市中区相生町 1-15 第二東商ビル 6F

TEL:045-226-5482 FAX:045-226-5483

E-Mail:info@d-produce.com

HP:<http://www.d-produce.com>

労務・給与担当者が押さえておきたい 2015 年上半期施行の主な改正事項

◆労働法関連

今年 4 月 1 日より、「雇入れ時・契約更新時の労働条件に関する説明義務化」や「正社員との差別的取扱いが禁止される労働者の範囲拡大」等を内容とする改正パート労働法が施行されます。

また、6 月 1 日より、重大な労働災害を繰り返す企業に改善計画を提出させるほか、その指示に従わない企業名公表等を内容とする改正労働安全衛生法が施行されます。

なお、同改正によるストレスチェック制度導入は 12 月 1 日です。

◆労働保険関連

4 月 1 日より、労災保険率が全 54 業種平均で 4.8/1000 から 4.7/1000 へと 0.1/1000 引下げとなります。なお、一人親方等の特別加入に係る第 2 種特別加入保険料率、海外勤務者の特別加入に係る第 3 種特別加入保険料率も改定されます。また、労務費率の改定、請負金額の取扱いの改正および労務費率の暫定措置の廃止も、同日施行されます。

なお、雇用保険料率は据置きの方針で、一般 13.5/1000、農林水産清酒製造 15.5/1000、建設 16.5/1000 です。

◆助成金・奨励金関連

2 月より、「中小企業両立支援助成金」に育休

復帰支援プランが新設され、「育休復帰プランナー」による支援のもと「育休復帰プラン」を策定・導入し、対象労働者が育休を取得・職場復帰した場合に助成金が支給されることとなります。

このほか、「キャリアアップ助成金」、「トライアル雇用奨励金」、「労働環境向上助成金」、「キャリア形成促進助成金」、「建設労働者確保育成助成金」等の改正も見込まれています。

◆社会保険関連

健康保険関連として、1 月 1 日より、高額療養費制度が改正（70 歳未満の所得区分が細分化）されています。

年金保険関連として、昨年 4 月分から実施されている年金額の特例水準解消について、残る 0.5%分の解消による改定が 4 月分より行われる予定です。なお、年金額は 1 月末に公表される全国消費者物価指数の動向により決定されます。

◆その他

4 月 1 日より、法律の有効期限の 10 年間延長等を内容とする改正次世代育成支援推進法が施行されます。また、労働・社会保険関連の電子申請システムについて、従業員データの入力作業の省略が可能となる等、4 月より利便性向上が図られる予定です。

「医療保険制度改革」で 企業と被保険者の負担増へ

◆負担増のメニューが並ぶ

厚生労働省の医療保険制度改革の骨子案が明らかになりました。

紹介状なしで大病院を受診した場合の負担金を2016年度から新たに導入することや、75歳以上の保険料を軽減する特例を廃止するといった被保険者負担の増加のほか、大企業の会社員等が加入する健康保険組合の保険料率の上限を上げることも盛り込まれ、企業にも被保険者にも負担が増えることが明らかとなりました。

社会保障審議会の部会で内容を詰めたいうえで、1月下旬に始まる通常国会で関連法の改正案が提出される見通しで、生活者には厳しい改正となりそうです。

◆大病院では専門医療中心に

大病院を紹介状なしで受診する際の新たな負担金としては、患者の集中を防いで医師が重症患者の治療に専念しやすくするため高度な医療を提供する「特定機能病院」や、ベッド数が500床以上の病院について患者に新たな負担を求めることとしました。

例えば初診の場合には、現在は初診料2,820円のうち、患者負担は所得や年齢によってその1~3割がかかっていますが、改革案では、これとは別に定額負担を求め、負担額は5,000円~1万円との目安が示されています。

また、入院中の食事代にかかる自己負担額も、現在の1食あたり原則260円から引き上げられる見通しです。

◆75歳以上低所得者の 医療保険料の軽減措置も撤廃

75歳以上の後期高齢者の医療保険料については、所得の低い人を対象にして実施してきた負担軽減特例を、2017年度から原則的に廃止する方向で、現在対象となっている約865万人が負担増となります。ただ、急激に負担が増える人には激変緩和措置を講ずるとされています。

◆保険料率上限の引上げ

健康保険組合の保険料率の上限は、2016年度に12%から13%に引き上げられます。健康保険組合の加入者は約2,900万人(約1,400組合)で、国民健康保険より財政基盤は安定していると言われますが、高齢者医療制度への支援金・納付金の負担が重く、約8割の健保組合が赤字となっています。

保険料率は3~12%の間で健保組合ごとの判断で決めることができますが、すでに上限の12%に達している組合も多く、これを新たに13%まで引き上げられるようにします。

企業の「個人情報保護対策」が ますます重要な時代に！

◆経産省「個人情報保護ガイドライン」を改正

昨年、ベネッセコーポレーション等の有名企業における個人情報漏洩問題が頻発しましたが、経済産業省は、同様の事案の再発防止に向けて、個人情報保護法で規定された事業者の義務を具体化・詳細化した「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」を改正しました。

これにより、事業者における個人情報保護の適正な取組みの推進、国民の個人情報の保護に関する意識向上を図るとしています。

◆主な改正点

本ガイドラインの主な改正点として、以下の点が挙げられます。

- (1) 第三者からの適正な取得の徹底
- (2) 社内の安全管理措置の強化
- (3) 委託先等の監督の強化
- (4) 共同利用制度の趣旨の明確化

◆個人情報保護法も改正案が提出予定

上記の動きとは別に、個人情報保護法についても2015年の通常国会で改正案が提出される予定となっています。改正案の骨子が「パーソナルデータの利活用に関する制度改正に係る法律案の骨子(案)」(2014.12.19)として示されましたが、以下の内容等が盛り込まれています。

- (1) 個人情報の定義の拡充
- (2) 個人情報の利活用のための環境整備
- (3) 個人情報保護を強化するための環境整備
- (4) 個人情報保護委員会の新設

◆企業は個人情報管理の見直しが必要に

上記骨子案によると、取得した個人情報の利用目的を変更する場合の規則の緩和等、個人情報を保護するだけでなく、ビッグデータなどで個人情報を利活用するための環境整備について規定されています。

一方、個人情報の定義が従来よりも広がり、例えば身体の特徴をデータ化したもの（指紋データ、顔認識データ等）や個人に付与される番号（携帯電話番号、運転免許証番号等）も個人情報とみなされることとなります。

また、第三者提供について確認や記録の作成の義務付け、取り扱う個人情報が少量である場合の個人情報取扱事業者からの除外規定の削除等、注視が必要な内容となりそうです。

近く「マイナンバー制度」の導入も始まりますので、企業は今後ますます個人情報の取扱いについて対策を迫られる必要が出てくるでしょう。

2月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

2日

- 法定調書＜源泉徴収票・報酬等支払調書・同合計表＞の提出[税務署]
- 給与支払報告書の提出＜1月1日現在のもの＞[市区町村]
- 固定資産税の償却資産に関する申告[市区町村]
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付＜第4期分＞[郵便局または銀行]
- 労働者死傷病報告の提出＜休業4日未満、10月～12月分＞[労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出[年金事務所]
- 労働保険料納付＜延納第3期分＞[郵便局

または銀行]

- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]
 - 外国人雇用状況報告（雇用保険の被保険者でない場合）＜雇入れ・離職の翌月末日＞[公共職業安定所]
 - 贈与税の申告受付開始＜3月16日まで＞[税務署]
- 10日**
- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
 - 雇用保険被保険者資格取得届の提出＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞[公共職業安定所]
 - 労働保険一括有期事業開始届の提出＜前月以降に一括有期事業を開始している場合＞[労働基準監督署]

16日

- 所得税の確定申告受付開始＜3月16日まで＞[税務署]
- ※なお、還付申告については2月13日以前でも受付可能。

3月2日

- じん肺健康管理実施状況報告の提出[労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出[年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告（雇用保険の被保険者でない場合）＜雇入れ・離職の翌月末日＞[公共職業安定所]

編集後記

いつもお世話になっております。D・プロデュースの星野です。

2015年、早くも2月に入り雪もちらつく冬も本番の寒さとなりましたが、お風邪などひかれてはいないでしょうか？私は2014年中風邪の猛威に耐えたものの、この1月に風邪をひく結果と

なっていました。年末調整を乗り越えた気の
緩みか・・・不覚でした。

さて、弊社では1月に一般健康診断が実施
されました。この健康診断、受診の対象者は「常
時使用する労働者」とだけあり、受診義務の範
囲が曖昧とご質問を受けることがあります。これ
については厚労省東京労働局 HP において、下
記(1)(2) とともに満たすものが「常時使用する労
働者」と案内があります(※一部抜粋)。

- (1) 期間の定めのない契約により使用される者
であること。期間の定めのある者の場合は、
1年以上使用されることが予定されている
者、及び更新により1年以上使用されてい
る者。
- (2) その者の1週間の労働時間数が当該事業
場において同種の業務に従事する通常の
労働者の1週間の所定労働時間数の4分
3以上であること。

この条件から、社会保険に加入されている方
が対象と考えてよさそうですね(※1年未満の期
間を定めている方で更新されない方は除きま
す)。年に1度、協会健保等から一般健康診断
のご案内が届いていると思います。リストに載っ
ている方は受診対象とお考えいただければよさ
そうですね。

ちなみに私の健診結果は、特に問題無く終了
しました。年を重ねて増え続ける体重も「これで
健康な数値なの、健康と美容は別なの！」という
アドバイスをいただき、少し自信を持つことが出
来ました。健康のまま、推移できるように頑張り
たいと思います。